



### 一人親家庭に 介護者派遣します

母子(父子)家庭などの一人親家庭などが、疾病やその他の社会的理由によって、日常生活を営むのに困難があるとき、一時的に必要な介護や児童の保育を行う登録介護者を派遣します。

利用料は派遣形態によって異なります。所得税非課税世帯は無料で、通常の生活に必要な食費・衛生医療品などは自己負担。詳しくは児童家庭課へお問い合わせください。

### 歳末たすけあい 12月18日まで

十二月一日から、地域の福祉みんなで参加をスローガンに、「地域歳末たすけあい募金運動」が行われています。

寄せられた浄財は、市内の福祉施設などが行う年末やお正月の行事、身近な福祉サービス活動に生かされ、地域福祉の向上に役立っています。

募金期間 12月18日 まで 申し込み 共同募金会前橋市支会 (市役所生活課内)  
問い合わせは生活課 890 6237へ。

### おもちゃの図書館 クリスマス会

おもちゃの図書館でクリスマス会を開催します。みんなで楽しく遊びませんか。  
日時 12月20日 午後1時30分～3時30分 会場 総合福祉会館(日吉町二丁目) 対象 障害児とその家族

### 衣料品や野菜など 福祉バザー

恒例の福祉バザーを開催。今年は総合福祉会館敷地内にある



毎年大盛況のバザー

第一体育館で行います。  
日時 12月13日 午後1時～3時 会場 第一体育館(日吉町二丁目) 内容 衣料品 日用雑貨、野菜などの販売  
問い合わせは社会福祉協議会 237 1112へ。

### 母子家庭を支援 教育訓練給付金

母子家庭の母の就業の促進と自立を支援するため、教育訓練給付金を支給します。

職業能力を高めるため、指定された教育訓練講座を受講し、資格取得を目指す人が対象。なお、平成十五年四月一日以降の対象受講講座に限りません。希望者はご相談ください。

対象者 次のすべてを満たす母子家庭の母。児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある。雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない。過去に給付金の支給を受けたことがない。対象講座 医療事務など雇用保険制度の教育訓練給付指定対象となる講座 ワープロ検定など21世紀職業財団の再就職希望登録者支援事業指定対象となる教育訓練講座 その他国の指定を受けた教育訓練講座 給付金額 教育訓練講座の受講修了後、支払つ

た費用の百分の四十の金額。なお、限度額は二十万円で、八千円以下は支給しません  
問い合わせは児童家庭課 890 6277へ。



### 家屋を壊したら 必ず届け出を

家屋の一部または全部を取り壊したときは、滅失届を市役所資産課へ必ず提出してください。十二月三十一日 までに取り壊した家屋には、来年度から固定資産税がかかります。

なお、法務局に滅失登記を済ませた人や、新増築などで家屋評価のときに職員が確認した場合届け出不要です。  
問い合わせは同課 890 6218へ。

### 12月14日と21日 臨時の納税窓口

市では十二月十一日 から十二月二十九日 までを「特別滞納整理期間」とし、市税の納付を広く呼びかけます。期間中は市職員が滞納世帯を訪問し、個々の事情を伺いながら滞納整理を

前橋けいりん 開催日 チャンピオンくん  
12 / 12・13・14  
12 / 15・16(場外)  
12 / 19・20・21(場外)  
利根川西岸にも駐車場がありますので、ご利用ください。

進めます。職員は写真付きの証明書を持参。皆さんのご協力を願います。

なお、市税をまだ納めていない人で、納付書か督促状を持っている人は、お近くの金融機関または市役所収納課窓口、城南支所、各出張所で納付してください。また、留守がちな家庭は口座振替が便利です。申し込みは金融機関または郵便局へ。

臨時納税窓口を開設  
平日に納税できない人のために臨時窓口を開きます。  
日時 12月14日・21日、午前8時30分～午後4時 場所 市役所収納課窓口  
問い合わせは同課 890 6233へ。

### 12月の納税

固定資産税・都市計画税第四期、国民健康保険税第六期 12月25日 まで